

# かわさきしきよじゆうしえんせいどりようしゃ てつづ じゆんじよ **しょうがいしゃ** 川崎市居住支援制度利用者の手続き順序 (障害者)

## < しょうがいしゃだんたい しえん ひつよう 障害者団体の支援が必要です。 >

しょうがいしゃ しょうがいしゃだんたいなど しえん う かた たいしやう  
障害者については、障害者団体等の支援を受けられる方を対象としています。

### 1 せいど ないようせつめい 1 制度の内容説明

せいど しょうさい ないよう かわさきしきよたくきやうきゆうこうしやおよ きよくじゆうたく  
制度の詳細な内容は、川崎市住宅供給公社及びまちづくり局住宅  
せいびか せつめい おこな ばんふれつと にゆうしゆ かた かんたん  
整備課で説明を行っています。また、パンフレットを入手したい方や簡単な  
せいど せつめい かくくやくしよ ほけんふくしせんたー などのふくしそだんまどぐち おこな  
制度の説明は、各区役所の保健福祉センターなどの福祉相談窓口でも行って  
います。実際に制度をご利用になりたい場合は、まちづくり局住宅整備課に  
ごれんらく ください。

### 2 しょうがいしゃだんたい きやうていていけつ 2 障害者団体との協定締結

- ① せいどりよう きぼう しょうがいしゃ かいいんなど も しょうがいしゃだんたいなど たい せいど  
制度利用を希望する障害者を会員等に持つ障害者団体等に対して、制度と  
きやうていしよないよう せつめい  
協定書内容について説明いたします。
- ② きやうていしよ ないよう どうい え し きやうてい ていけつ  
協定書の内容について同意が得られれば、市と協定を締結します。

### 3 しょうがいしゃだんたい きやうぎ 3 障害者団体との協議

- ① せいどりよう きぼう しょうがいしゃ たい じやうきやう おう きよくじゆうけいぞく しえん  
制度利用を希望する障害者に対し、その状況に応じた居住継続の支援を  
おこな  
行うことができると障害者団体等が判断したときは、障害者団体が、  
しえんたいせいきやうぎしよ だい ごうようしき にゆうきよ しょうかいじやう だい ごうようしき  
「支援体制協議書(第1号様式)」に「入居あっせん紹介状(第4号様式)」、  
きよくじゆうしえん せいどりようもうしこみしよ だい ごうようしき しょうがいしゃてちやう こびー  
「居住支援制度利用申込書(第5号様式)」、「障害者手帳のコピー」、  
じゆうみんひやう うつ こびーか びやうじやう けいかめも てんぷ  
「住民票の写し(コピー可)」、「病状の経過メモ」を添付し、まちづく  
り局住宅整備課に申請し、協議を申し入れます。
- ② し しょうがいしゃだんたい いっしよ めんだん おこな しょうがいしゃだんたい しえんたいせい ほんにん  
市は、障害者団体と一緒に面談を行い、障害者団体の支援体制や本人が  
じりつ せいかつ かくにん  
自立して生活できることを確認します。
- ③ きよくおよ けんこうふくしきよく きやうぎ きやうぎしよ きさい しえんたいせい  
まちづくり局及び健康福祉局が協議し、協議書に記載された支援体制の  
ふび う む ほんだん うえ しょうがいしゃだんたいなど きやうぎじっしけつか かいとう おこな  
不備の有無を判断した上で、障害者団体等に協議実施結果の回答を行います。

す。その際、市から障害者団体に、留意事項を付する場合もあります。

#### 4 協力不動産店リストの入手

本制度の対象物件は、「協力不動産店」として登録している不動産店が管理する賃貸住宅です。現在約230店舗の登録があります。「協議実施結果の回答書」と一緒に「協力不動産店リスト」をお渡しします。

#### 5 協力不動産店で部屋探し

ご自分で協力不動産店をまわり、空き部屋を探してください。市役所は物件を紹介いたしません。なお、契約については不動産店の判断で行うものですので、対象者であっても契約に至らない場合もありますので御了承ください。

また、協力不動産店以外の賃貸住宅をご希望の場合は、当該住宅を管理する不動産店を協力不動産店として新たに登録していただく必要がありますので、川崎市住宅供給公社又はまちづくり局住宅整備課に御相談ください。

#### 6 協力不動産店で保証手続き

協力不動産店で手続きを行います。「川崎市居住支援制度利用申込書(第5号様式)」と「入居あっせん紹介状(第4号様式)」を協力不動産店に提出してください。また、「保証委託申込書兼契約書」に必要事項を記入してください。

◎必要書類等…「入居あっせん紹介状(第4号様式)」、「川崎市居住支援制度利用申込書(第5号様式)」、「印鑑」

注 1) 保証会社の審査後、不動産店を通じて保証会社に保証料を支払います。

注 2) その他、賃貸借契約や家財保険契約などがあります。

#### 7 入居

※障害者団体が既に市と協定を締結している場合は、2 障害者団体との協定締結は必要ありません。

ちゅういじこう  
注意事項

びょういんなど つういん ひつよう しんたいしょうがいしゃ ばあい しょうがいしゃだんたい しえん  
病院等への通院が必要のない身体障害者などの場合、障害者団体からの支援がなくと  
かくやくしよ しょうがいしゃたんとう きょうぎ うえ かわさきし にゆうきよらいしよ はっこう ばあい  
も、各区役所の障害者担当と協議の上、川崎市が入居依頼書を発行する場合があります。  
しょうさい きよくじゅうたくせいびか といあわ  
詳細は、まちづくり局住宅整備課にお問合せください。